

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成19年6月について、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年6月から同年10月までは、18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月1日から同年11月1日まで
ねんきん定期便が届いたので、A社に勤務していた間の年金記録を確認したところ、標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。
給与明細書があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年6月1日から同年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年6月は、標準報酬

月額 18 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が掛け離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、申立人の申立期間に係る A 社における標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便が届いたので年金事務所において年金記録を確認したところ、昭和 53 年 10 月から 54 年 9 月までの標準報酬月額は、報酬月額よりも低く届け出られている上、高い社会保険料が控除されていることが分かった。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された給料支払明細書（厚生年金保険料は翌月控除。）から、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月、54 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間については、6万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月から 54 年 2 月までの期間及び同年 6 月の保険料控除額を確認できる給料支払明細書を所持していないものの、前後の給料支払明細書において確認できる保険料控除額が同額であることから、当該月についても同様に標準報酬月額 6 万円に相当する保険料控除が継続していたと推認される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所は既に適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主は死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和22年にA社に入社し、59年3月に退職するまで継続して勤務していたが、ねんきん定期便によって、申立期間が欠落していることを初めて知った。昭和25年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動しており、被保険者期間に1か月の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員カード及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和25年12月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年10月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いこ

とから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から10年3月まで
私がAの大学に在学中、母が国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオンライン記録を確認したところ、申立期間における国民年金被保険者資格の取得記録が確認できない上、申立人が所持している年金手帳を見ると、基礎年金番号制度導入である平成9年1月以降の平成10年4月20日に厚生年金保険の被保険者となった際に基礎年金番号が付番されており、当該手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」は「平成16年4月1日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、申立人の母親は、申立期間に係る国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、母親が納付したと供述しているものの、申立人自身は直接関与していない上、申立人及びその母親からは、国民年金の加入手続や保険料の納付に関して具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）、オンライン記録、申立人が所持する年金手帳の記録は全て一致して

おり、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、52 年 4 月から 53 年 10 月までの期間、55 年 3 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月まで
③ 昭和 55 年 3 月から同年 7 月まで
④ 昭和 55 年 9 月から 59 年 3 月まで

平成 10 年春頃、旧 A 市役所から、申立期間①から④までの期間が未納となっているとの通知を受けた。私は、少しでも多くの年金を受給するために同市役所で相談したところ、全ての未納期間に係る保険料を納めると約 170 万円になるとの説明を受けた。私にとって、当該金額は大金であったが、将来の生活のことを思い数回に分けて当該保険料を納付したので、申立期間①から④までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 10 月 16 日に払い出され、当初の資格取得日は同年 4 月 1 日に遡っていることが確認できるものの、オンライン記録を見ると、当該資格取得日については、59 年 8 月 15 日において 36 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認でき、当初の資格取得日を前提とした場合、申立期間①は国民年金の未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したと主張する平成 10 年春頃を前提とした場合、申立期間①から④までのいずれ

の期間についても、徴収権の時効消滅により、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、上記のとおり、申立期間①から④までの未納期間の保険料約 170 万円を数回に分けて納付したと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金保険料の免除期間のうち、昭和 63 年 5 月から平成 8 年 3 月までの追納保険料、保険料未納期間のうち、8 年 4 月から 9 年 3 月までの過年度保険料、及び 9 年 4 月から 11 年 5 月までの現年度保険料を複数回で納付したことが確認できる上、申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致することから、当該保険料の納付と申立期間の保険料納付を誤認している可能性も否定できない。

加えて、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）を見ると、申立期間は全て未納となっており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年3月1日まで
② 昭和21年10月30日から同年12月1日まで
③ 昭和25年3月1日から同年7月頃まで
④ 昭和27年8月30日から同年12月1日まで
⑤ 昭和28年1月1日から同年8月頃まで

私は、A社に昭和20年4月1日から25年7月まで継続して勤務し、同年9月から28年8月まではB社に移籍して継続して勤務していた。A社及びB社に勤務していた期間は給与を継続して受けていたので、船員保険被保険者の加入記録が一部分欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの全期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているところ、申立人は、A社に勤務していたとする申立期間①及び②当時の状況について、詳細かつ具体的に供述しているものの、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、申立期間①について、申立人に係る船員保険被保険者台帳を見ると、同社における最初の資格取得は昭和21年3月1日であり、オンライン記録と同様に申立期間①の記録は無く、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、オンライン記録で確認できた二人について、一人は申立人が乗船していた船舶(C)に乗船していたことは判明したものの、申立期間における記録は無い上、当時の状況について具体的な供述が得られず、残る一人については、船員保険被保険者台帳、船員保険被保険者名簿及びオンラ

イン記録のいずれにおいても被保険者記録を確認できない。

また、申立期間②及び③について、申立人は、「昭和 21 年 1 月の正月を自宅で迎え、25 年 7 月に同社を退職するまで C に 2 回乗下船した。」旨供述しているところ、申立人の船員保険被保険者台帳を見ると、同社において C に乗船していた記録と考えられる 2 回（昭和 21 年 3 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで期間）の船員保険加入記録が確認できるものの、オンライン記録と同様に、申立期間②及び③の記録は無い。

さらに、申立期間③について、D 社（昭和 26 年 10 月 4 日 A 社から名称変更）の船員保険被保険者名簿において申立人と同様に第* C に乗船していた記録が確認できる同僚は、当該船舶が昭和 25 年 2 月頃に売船となった旨供述しており、当該同僚についても申立人と同様に 25 年 3 月 1 日に資格を喪失している記録が確認できることから、事業主は、当該船舶の売船に伴い、乗船従業員を下船させ、同社の船員保険被保険者資格の喪失日を同年 3 月 1 日として届け出たものと考えられる。

一方、申立人は、B 社に勤務していたとする申立期間④及び⑤の期間についても、詳細かつ具体的に供述しているものの、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、申立期間④について、申立人が、B 社に勤務し、乗船していた「E」が米軍のチャーター船であったとする期間のうち、昭和 27 年 12 月 1 日から 28 年 1 月 1 日までは同社とは異なる「F 船員保険協会」（G 県が管轄し、小規模事業主が集まって一つの適用事業所を構成。昭和 28 年 1 月 1 日に適用事業所でなくなっている。）において被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人が記憶する同僚について調査したが、該当者は見当たらない。

また、申立期間⑤について、申立人は当該期間についても同社に勤務し、「E」に乗船していたと主張しているが、当該期間は、同協会が適用事業所でなくなった昭和 28 年 1 月 1 日に引き続く期間である。同協会に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の記録が記載されているページの前 12 ページに記載されている被保険者のうち、「朝鮮動乱の際、H 汽船が何十隻もの船舶の元締めとなり米軍のチャーター船となったが、当該船舶のうちの 1 船舶に乗船し、朝鮮動乱が終息した 28 年 7 月頃に傭船解除となり船を下りた。」旨申立人と同様の供述を行っている被保険者（1 人）について、オンライン記録を見ると、1 日の空白も無く同年 1 月 1 日に新たな事業所において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、同協会が適用事業所でなくなった昭和 28 年 1 月 1 日に船員保

険の資格を再取得している被保険者の記録を見ると、船員保険の適用事業所の記号番号は複数に及んでおり、同協会に加入していた事業所が各々新規に船員保険の適用事業所となったことがうかがえることから判断すると、申立人は、米軍チャーター船のうちの1船舶の乗組員として27年12月31日以後も引き続き同協会に所属していた事業所に継続して勤務し、朝鮮動乱終息の28年7月頃まで乗船していた可能性が高いと考えられるものの、同協会が適用事業所でなくなった後における記録は無く、当該名簿のうち、申立人の前後に記載されている被保険者（いずれも昭和27年12月1日に資格取得し、28年1月1日に資格喪失している。）の記録を見ると、同協会が適用事業所でなくなった28年1月1日に引き続き記録は申立人と同様に確認できないことから、申立人が所属していた事業所は、同協会が適用事業所でなくなった28年1月1日以後、新規適用事業所とならなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人が給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 427 (事案 119 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 9 月 2 日まで

私は、A社の社長から直接誘いを受け、当時としては破格の条件で、昭和 19 年 8 月に同社に入社し、同年 9 月頃から、B 県 C 郡 D 村で、E 工事の総工事監督として従事した。当該工事については、A 社 40 年史に記載されている。

戦況が厳しくなった昭和 19 年 11 月中旬に出征命令を受け、同年 12 月 2 日に入営した。入営から復員した 23 年 9 月頃までの間、留守宅に給与・賞与等が会社から送金されてきており、復員後は同社に復帰するよう留守宅に何回も連絡が来ていた。しかし外地での長年の抑留生活で体調を崩し、復員後自ら退職した。兵役期間中、留守宅に同社から給与が支払われていたことについては、私の姪も知っていることである。

平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録訂正不要通知を受領しているが、私は、社史に記載されているような工事に携わっていることから正社員であったことは間違いなく、同社のような大企業が私を厚生年金保険に加入させなかったとは考え難いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に対して、申立期間に係る人事発令書類、社員配置名簿及び賃金台帳などの有無等を照会したが、申立期間当時の関係資料は全く残されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、ii) 申立人が記憶していた同社の当時の経理担当者について年金記録を確認したが、同人は国民年

金の 10 年年金の受給者で、厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、
iii) 同社に關係する社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の有無等を照会したほか、オンライン記録によって申立て事業所に係る職歴審査照会（個人情報）を行ったが、申立人の記録は確認できない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、申立期間における申立人の氏名は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな資料として申立人から提出された「A 社 40 年史」については、申立期間における勤務実態に関する供述を裏付ける関連資料ではあるものの、当該資料をもって勤務期間の特定や、申立期間における厚生年金保険料の控除までを推認することはできない。

また、申立人に対して兵役期間中においても同社から給与が支払われていたとする姪の供述及び複数の同僚が「A 社は応召者に対し給与を支払っていた。」と供述していることについても、申立人の供述を裏付けるものではあるものの、A 社と申立人に雇用関係があったこと及び厚生年金保険料が控除されていたことまでを推認することはできない。

さらに、当該 40 年史の「役職員数の推移」を見ると、昭和 20 年 1 月現在の職員数は 327 人であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年 1 月 1 日における被保険者数は、197 人であることが確認できることからみて、同社は、当時、職員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、同社が新規適用となった昭和 19 年 10 月 1 日に資格を取得した者は、同名簿においては 194 人確認できるが、同払出簿においては 197 人確認でき、被保険者数が一致しない。しかし、同名簿に記載された被保険者氏名及び被保険者台帳記号番号と同払出簿の被保険者氏名及び被保険者台帳記号番号は、名簿で確認できない 3 人を除き全て一致している上、同名簿で確認できない 3 人については、同払出簿で氏名が確認でき、申立人の氏名及び生年月日とは相違しており、別人であることが確認できる。また、同払出簿上の 197 人は全て連番ではないものの、ある程度の連番の塊で一度に払い出されていることが確認できる上、欠番は無く、一度に払い出されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号の塊の前後数十人の氏名を確認したが申立人の氏名は確認できないほか、記録の不備も見当たらない。

このほか、F 県から提出された兵籍簿及び厚生労働省から提出された留守名簿を見ると、申立人は、昭和 19 年 12 月 15 日に陸軍に入隊し、23 年

9月30日に召集解除されたことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。しかし、i) 同社は、申立人の人事記録は残っていないとしていること、ii) 申立人が記憶している同社の当時の経理担当者については、上記名簿において19年10月1日から21年11月30日までの同社における厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、申立人は経理担当者以外の同僚の氏名を記憶しておらず、聞き取り調査を行うことができないこと、iii) 上記名簿から当時に勤務していた同僚に対してアンケートを行ったが、回答のあった者9人全員が申立人を知らないと回答していることから、同社における申立人の勤務期間を特定することができず、申立期間について厚生年金保険料の免除の適用について定めた同法第59条の2に該当する期間であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。